

| No. | 質問（一部省略・加筆）                                                                                                                                                                                                                         | 回答                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 地域企業の受注機会の拡大（地域企業参加型JV評価の導入）【R8.8～】                                                                                                                                                                                                 | 「地域企業参加型JV」における、本店所在地（指定エリア）の設定は、これまでの地理的条件の試行と同様に、業務の特性、内容を勘案するとともに、十分な競争性（業務実施可能者数）が確保されるよう、適宜設定します。<br>建設コンサルタント業務等における共同設計方式においては、当分の間、構成員の数や出資比率に関する要件は付かないものとしています。詳細については「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（最終改正R6.5.9付け国会公契第1号ほか）を参照ください。 |
|     | 本加点措置における「地域企業（代表者以外の構成員）」の要件について、本店所在地（指定エリア）の範囲は業務ごとにどのように設定されるのでしょうか。<br>また、JVを構成する際、地域企業の出資比率や担当業務のボリューム（最低限受け持つべき履行範囲の割合など）に関する具体的な数値基準は設けられるのでしょうか。                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 2   | 地域企業の受注機会の拡大（地域企業参加型JV評価の導入）【R8.8～】                                                                                                                                                                                                 | 「地域企業参加型JV」における企業の評価については、令和8年8月のガイドライン改定までに細部の運用を定める予定です。                                                                                                                                                                                      |
|     | 「地域企業参加型JV」における業務実績について、構成員となる地域企業にも「同種又は類似の実績」が求められるのでしょうか。また、評価は、従来通りのJV時の評価方法で行われる認識でよろしいでしょうか。もしくは、構成員となる地域企業に関しては、評価内容が緩和されるのでしょうか。現時点で想定されているものがありましたら、ご教示ください。                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 3   | 業務成績評価点の評価区分の細分化【R8.8～】                                                                                                                                                                                                             | ガイドライン改定の適用は、これまでと同様8月1日以降に公告（公示）となる業務を対象となります。<br>業務成績における企業及び予定技術者の評価は、8月1日以降もガイドラインにも記載のとおり、過去2ヵ年（企業）・過去4ヵ年（技術者）の間における国から受注した業務の業務評定点の平均を小数点第一位（小数点第二位を切り捨て）までとする運用に変わりありません。                                                                |
|     | 令和8年8月の評価区分切り替えを跨いで発注手続き（公示から特定・開札まで）が行われる業務において、企業評価の算定には新旧どちらの評価区分（配点ウェイト）が適用されるのでしょうか。<br>また、過去（令和6・7年度等）に取得した「全国の国交省等発注業務の平均成績評定」の持ち点が、新区分に移行する際の端数処理等の扱いについて教えてください。                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 4   | 技術審査段階における条件明示チェックシートの提示【R8.8～】                                                                                                                                                                                                     | 令和8年8月以降も「実施方針」や「評価テーマ」の評価基準に変更はありません。<br>なお、入札公告時に条件明示チェックシートを提示することにより、業務における懸案事項や未確定要素の把握が可能となるため、これらを踏まえたより具体的な実施方針の記載や、評価テーマに関する技術提案がなされることが期待され、業務の品質確保に資するものと考えております。                                                                    |
|     | 公告時に提示されたチェックシートに「未確定要素（関連機関との調整未了など）」が多く含まれている場合、入札参加者が提出する技術提案書（工程計画や技術的課題への対応方針など）の評価において、その未確定要素を考慮した具体的なリスクヘッジ案を記載することがどの程度加点に影響するのか、評価基準についてお考えがございましたら提示いただけますか。                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 5   | 総合評価落札方式における賃上げを実施する企業に対する加点措置【R8.4～】                                                                                                                                                                                               | A者・B者のJV構成員のうち、A者が減点措置となった場合、単体企業としての減点はA社のみでB社は減点されません。<br>設計共同体の場合に、実績確認において構成員の一部又は全部の者が未達成となった場合、その後の減点措置は、未達成となった構成員である企業及び未達成となった企業を構成員に含む設計共同体に対して行います。                                                                                  |
|     | 共同企業体（JV）として業務を受注し、構成員である1社（例えば中小企業である構成員）が自社の事業年度において賃上げ基準を達成できなかった場合、そのペナルティ（1年間の減点措置）はJVの代表者（大企業など）やJV全体に連座して適用されるのでしょうか。それとも、未達成となった個別の構成員のみに適用されるのでしょうか。                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 6   | 実施能力評価拡大型（新規契約の有無を評価）【R7.8～】                                                                                                                                                                                                        | 実施能力評価拡大型における「新規契約の有無」の評価にあたっては、発注する業務で設定している業種区分における関東地方整備局発注業務の新規契約の有無について評価することとしています。<br>詳細については、ガイドライン及び入札説明書をご確認ください。<br>新規契約の有無の確認については、発注者で行いますので、入札参加時に参加表明者の証明書等の提出は不要です。簡易参加表明書の作成においては、新規契約の有無によりプルダウンから選択ください。                     |
|     | 実施能力評価拡大型における「新規契約の有無（加点）」の確認・証明手続きについて、担保の観点から、 <u>過去10年以上</u> 発注業務の契約予定年度の4月1日から公示日までの期間で関東地方整備局での受注実績がない新規参入企業に対して「新規契約の有無」として加点（5点）が行われるようになります。入札参加時（参加表明時）に、参加社が要件を満たしていることをどのように証明・申告すればよいのか（指定の誓約書等が必要かなど）の手続きを確認できますでしょうか。 |                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 7   | その他                                                                                                                                                                                                                                 | 関東地方整備局では、技術者評定点、優良業務表彰実績及び同種・類似業務実績は、テクリスに登録されている技術者を評価対象としています。なお、テクリスに登録する際には、調査職員の確認を受けることになっています。                                                                                                                                          |
|     | 技術者の業務成績評価について、下記の場合、平均点の対象となるかご教示下さい。また、同様の場合に優良業務表彰実績や同種・類似業務実績の対象となるかご教示下さい。<br>①履行期間の途中から完了時まで当該業務に従事していた場合<br>②履行期間の初めから途中まで当該業務に従事していた場合（完了時には従事していない場合）<br>③履行期間の初めから完了まで従事していたが、途中で休業等により従事していない期間がある場合                     |                                                                                                                                                                                                                                                 |